

読書を通して、リテラシーを高める

— 実社会・実生活で生きて働く言語能力の育成のために —



稲井 達也

1. はじめに

2001（平成13）年に子どもの読書活動の推進に関する法律が施行され、全国の都道府県教育委員会は、法律に従い、子どもの読書活動推進計画を策定しました。併せて義務教育を所管する市区町村教育委員会でも同様に子どもの読書活動推進計画を策定し、トップ・ダウンではありましたが、結果として各学校に読書活動が浸透しました。法律施行から時間もたち、既に第三次の子どもの読書活動推進計画を策定した自治体も多く見られます。読書活動は読書指導の方法の一つです。

娯楽的な読書、自由読書といわれる読書は、多様な読書活動を通して学校に浸透しました。趣味の読書といってしまうえばそれまでですが、娯楽的な読書も大切ですし、読書習慣を身につけるには有効です。デジタル・ネイティブといわれている現在の児童生徒が、学校生活の中で、あえて読書というアナログな方法に取り組むのは、人間形成の観点からも大切なことでしょう。

2017年3月に小学校と中学校の学習指導要領が告示され、1年をおいて2018年3月には高校の学習指導要領が告示されました。今回の教育改革の本丸は高校といわれています。高大接続改革と称され、高校の教育課程と併せて大学入試そのものを変えてしまおうというものです。今期の学習指導要領の改訂により、総則で示されたように、「主体的・対話的で深い学び」という理念が「資質・能力の育成」とセットで示されました。他には、「カリキュラム・マネジメント」と「社会に開かれた教育課程」が示されています。ようやく小学校から高校までが、これらの理念によって1本の筋道が通ったのです。

総則では次のように示されています。学校図書館の活用が、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」に位置付けられていることに注意する必要があります。

【資料】2017年改訂小学校・中学校学習指導要領 総則

第3款 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
各教科・科目等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (2) 第2款の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要しつつ各教科・科目等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実すること。あわせて、(6)に示すとおり読書活動を充実すること。
- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。
※高校は(6)で記載

※第2款 教育課程の編成

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

- (1) 各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科・科目等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

この学習指導要領で身につけるものとしては、読解力、論理的思考力、表現力といった言葉に関わる諸能力です。その意味でも、総則では「読書の指導」が強調されています。実社会・実生活で生きて働く言葉の力を養うことが求められています。

学校で学んだことが何の役にも立たないというが、役にたつか立たないかは、大学生や社会人に